

2017年度

# 全県学校事務研究集会

## I部 学習会

「共同学校事務室」と学校事務の  
「共同実施」を考える

講師 小宮 幸夫さん

(元 東京都学校事務職員)

2017年4月「義務教育諸学校の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されました。学校事務職員の職務は「事務に従事する」から「事務をつかさどる」になり、教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」が明示されました。これによって学校の中で働く私たちの仕事はどう変わるのか？それとも、変わらないのか？県内で広まる学校事務の「共同実施」とどう向き合っていけばいいのか？国の情勢や東京都の事例から学び、交流を深めましょう。

## II部 実践交流

職場の課題や、学校事務実践の紹介など、悩みや日頃の仕事のヒントなど出しながら交流しましょう。

\* 12月2日(土)

13:30~16:30

\* 埼玉会館5F 5A会議室



《主催》埼玉県教職員組合事務職員部

《連絡先》048-824-2511 (埼教組本部)